

第九十二回帝國議會 衆議院

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案委員會議録 (速記)第七回

付託議案

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)(第一七號)

昭和二十二年三月二十五日(火曜日) 午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 岩本 信行君 理事小澤佐重喜君 理事椎熊 三郎君 理事中村 高一君

神田 博君 細田忠治郎君 廣川 弘禪君 山村新治郎君 堀川 恭平君 五坪 茂雄君 山崎 岩男君 山下 春江君 鈴木 義男君 佐竹 晴記君 淺沼稻次郎君 大島 多藏君 石田 一松君 石崎 千松君 同日委員大久保傳藏君、西山富佐太君及び松原一彦君辭任につき、その補闕として山崎岩男君、堀川恭平君及び石田一松君を議長において選定した。

出席國務大臣

內務大臣 植原悦二郎君 出席政府委員 內務政務次官 林 連君

內務次官 齋藤 昇君 內務參事官 水田三喜男君 內務事務官 林 敬三君 內務事務官 小林與三次君

本日の會議に付した議案

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)

○岩本委員長 前日に引續きまして會

議を開きます。この際ちよつと申し上げておきますが、委員外のお方は傍聴席の方へお移りを願いたいと存じます。

「發言する者多し」

○淺沼委員 たいだいまの議長の發言について發言をお許しただきたいと思

「下れとは何だ」餘計なことを言

うな」と呼びその他發言する者多し。議場騒然

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩 午前十一時五十九分開議

○岩本委員長 休憩前に引續きまして

會議を開きます。鈴木君より修正案が提出されております。趣旨辯明を許します。鈴木義男君。

「淺沼委員 私が發言を求めており

ます」と呼ぶ) 〇岩本委員長 鈴木義男君始めて下さ

い。

「淺沼委員 私は議事進行について委員長に發言を求めておるので

り改む。

第二十七條第一項中「左ノ區分ニ從ヒ」といふ文字を削る。「又は數人」とあるを削る。

第一號乃至第三號を削除する。

第六十九條第一項中「有效投票ノ最多數ヲ得タル者」とあるを「得票最多數ノ者」と改め「有効投票ノ總數」とあるを「各議員候補者ノ得票ノ總數」と改めこの一項を第二項とする。

新たに第一項として「有効投票中第一位ノ多數ヲ得タル者ヲ第一順位ノ當選者トシ其ノ得票中次順位ノ者トシ差數を其ノ當選者ト同一政黨に屬スル次順位ノ者ノ得票數に計算シ其ノ加算シタル得票數下前記次順位者ノ得票數ト比較シ第二順位ノ當選者トシ以下同一方法ニ依リ同一政黨所屬ノ次順位得票者ニ第一順位以下ノ當選者ノ得票ヲ移讓シ定員數ニ達スル迄ノ得票ノ計算ヲ爲シ當選人ヲ決定ス」を挿入し、舊第一項を第二項とし、以下順次繰り下

げる。

末項に「議員候補者ハ第六十七條第一項ノ届出ノ日ニ所屬スル政黨アルトキハ之ヲ選舉管理委員會ニ届出ツベシ若シ右期日ニ本項ノ届出ナキトキハ本條第一項ニ依リ得票ノ移讓を受クルコトヲ得ザルモノトス」を加える。

別表中東京、大阪、兵庫、新潟、愛知、

福岡、北海道の二區を一區に改める。これが修正原案であります。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩 午後一時五十一分開議

○岩本委員長 休憩前に引續きまして

會議を開きます。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 提案の説明にはいり

ます前に一言いたしましたるが、この提案趣旨の説明の時間を非常に短かく短縮せられたことは、まことに遺憾とするところであり、殊に重大な法案についての説明を、短かい時間でやるということは不可能であり、言論制限のなはだしいかと思つてあります。議會は言論の府でありまして、よほどの事情のない限り、あるいは自發的に自肅をいたします場合を除いて、言論はみだりに制限すべからず、封鎖すべからず、剝奪すべきものではないと思つてあります。しかも多數主義をもちまして、しやにむに多數主義をもちまして、非常にこれに多數主義の濫用であり、間違つた運用と思つてあります。後に本論において詳細説明申し上げるつもりであります。多數決主義というものは、少数の意見を十分に尊重しつ最後の數をもつて決するといふ制度でありまして、この點について私は本委員會の決定を、はなはだ遺憾に存するのであります。文書で出したらよかるうという御説がありますが、元來議院法八十七條も原則として口頭陳述主義をとつていたのであります。そのた

めに文書を用いることを制限してありますから、その制限している文書を出せ—先日私が文書を利用して述べているときに文書を利用してはならないから發言を禁止する言われたのであります。今度述べるのは短かくして文書を出せ、かくのごとき態度は、はなはだ横暴と言わざるを得ないのであります。(拍手)殊に文書をもつて意思を示すことは容易ならざることでありまして、ここで二時間口述いたしますることを文書に作成いたしまするためには、少くとも一週間の時日を要するのであります。そういうことができないから口頭で述べるのであります。この點においても用うべからざる制限であるといふことを申し上げておきたいのであります。時間の短縮といふことは法案にもよることあります。簡単にせられてよろしい法案も多々あるのであります。よい選舉法をつくる、といふことは、よき國會を得る前提であります。民主政治の根幹をなすものであります。わが國の民主化が行われるかどうかという岐路でありましてこの重大なる問題に對して、時間を短縮するといふことが、私のところからいへば、承服したいところであるのであります。この今回の御處置のごときものは、世界いずれの民主主義國家においても、未だかつて類を見ざる暴學であるといふことを申し上げておきたいのであります。そこで何ゆゑにこ

四七

四七

の改正の提案をするか。本来選挙法を改正するという事はわが黨の素思ではないのであります。この際選挙法を改正するという事はわが黨は反對であるのであります。私のさきの討論の中におきましても、その意思を表示いたしておいたのであります。最近自由黨、進歩黨の兩黨から改正の御意圖があるという事をたしかにはつきりした形において承りましたので、殊に政府が提出したる技術的、手續法的改正案に付随して、拘き合せて選挙法の根幹に觸るる修正を御提出にすることがわかりましたので、これは實によろしくない態度である。しかしながらただこれを坐視することはできませんがゆえに、われわれは本来、素思ではありませぬけれども、われわれとしてまた正當と信ずる理想案をひつさげて、改正をここにはかるといふことに相なつたわけでありませぬ。現行法とに相なつたわけでありませぬ。必ずしも缺點がないとは申しませぬ。しかし選挙戦の開始を近々一週間後に控えて、各黨各候補者とも、大選挙區を前提としてそれ／＼準備をほぼ整えました。今日、それを一切ご破算してまで、新しい準備をするのいとまないことを知りつつ、抜き打ち的にわが黨の水谷君のいわゆる巾着切りのようにどさくさまぎれに、敷をたのんでがむしやりに、悪く申せば火事どろ式にやつてまで（拍手）これを捨てて中選挙區制に乗り替へなければならぬほどの缺陷を認めるわけにはいかなないのであります。現行法は少くとも今一度ぐらひは用いるに足る制度であると考へるのであります。この際の改正はわれわれは反對であります。しかし改正を企てられるというならば、ここにこの選挙法改正委員会というものがあ

るべきからこの委員會議に付せていくべきものである。これが國會における審議の常態である。考へるべきであります。委員会に出さずに委員はきわめて技術的な手續的な修正、改正だけをいたしまして、それを本會議に持つていく。本會議において委員長が報告をされると、その報告には不満であるから、ここに根本的な改正をするとして、重大なる修正案を出すといふがごときことは、決してこれは國會の議事運営の上における常道でないと思へるのであります。しかしわれわれは、そういうことをしないように、堂堂と正論から單獨法案でおやりになつたらよからうという事も申し上げましたけれども、遺憾ながら容れられないという事でありませぬから、ここにやむを得ず、われわれのこの穩健妥當なのであります。他黨におきましても修正に名をかりて、しやにむに選挙法の根幹に斧鉞を加えようとするのであります。中選挙區單記というものが、この際思い切つて理想的な、よい選挙制度に改められようとするのであります。中選挙區單記といふものは、まづたこれは理論的根拠のない制度であります。ただ便宜主義的な、多分に偶然に頼るところの制度であります。現在この大選挙區制限連記制の方が、理論上は一層説明のできる合理的根拠をもつておる制度であります。後に選挙制度を比較いたしますときに申し上げたいと思つておりますが、中選挙區單記といふのは、世界にも例のない制度である。理論的には最も説明困難なものであるのであります。しかしながらもし他黨でも根

本的な修正を出すという事でありませぬならば、われわれも出さざるを得ない。われわれの主張はきわめて理論的なものである。また理想的なものである。まず前提を明らかにしつ、きわめて理論的かつ根本的なものを得ないのであります。そこで比例代表法を説くにつきます。われわれの提案は、簡單な言葉で申せば、大選挙區單記移讓式比例代表法という選挙のやり方であるのであります。この比例代表法を説くにつきます。これは多数代表と少数代表といふもの、意義を説かなければならぬのであります。それはまた選挙なるものの根本理念から出發しなければ、理解をいたさくわけにはいきぬと思つておるのであります。そこでいき起さなければならぬのであります。以下政治の理念としての民主政治の實行方法たる代議政治及びその選挙の意義、選挙権、被選挙権、選挙區投票の方法等を論じまして、次第に比例代表の意義、方法、その價值判斷、わが黨が提案する選挙法が最も合理的にとに及びたいと存するものであります。そこでこの選挙という制度であります。これは申し上げるまでもなく、ひとりの政治上に存在する制度ではなくして、社會的もろ／＼の現象に附随して存在するところの制度であります。いろ／＼な組合であります。か、いろいろなものがみな選挙といふことをやつて、それ／＼の機關を構成させておるのであります。しかし何といつても、選挙といふものが發達をいたしましたのは、政治團體におけるものであります。

して、政治あるところ選挙あらざるなきわめて極端な専制主義を除いては、必ずガリシヤの昔から選挙といふものがあつたのであります。彼の公法學者モンローが、選挙の歴史は同時に政治の歴史である。選挙の歴史は同時に文明史である。こう申したことは理由あることであると思つておるのであります。そこで、この選挙には政治的意義と法律的意義とがあるものであります。政治的意義においては、適當なる代表者あるいは適當なる機關を選定するところの一つの方法であります。法的意義においては、いわゆる國家機關を構成する公務員を選定するところの行爲であります。これが君主あるいは大統領といふようなものが單獨でいたします場合には、これを任命といひ、國民大衆がいたします場合には、これを選挙と申すのであります。その法律上の効果はともにひとしいものであるといふことが、ほぼ學界の定説であります。君主の任命は單獨の行爲であり、國民の選挙は合同行爲であるといふ差はありますが、大體その法律上の効果は同じものである。しかししていやくも政治的共同體を構成いたしますものは、貧富の別なく、老幼の別なく、男女の別なく、教育を受け、受けないの別なく、國家意思の構成に參與し、國家の運営に參與する資格があるものと信ぜられておるのであります。これが民主政治の根本理念であります。その民主政治の選挙は、必然的に普通選挙にならざるを得ないこともまた當然であります。制限選挙から普通選挙へといふことは、選挙法の歴史を見ますれば明らかであります。わが國は今日まで、い

ろいろなことを申しましたが、非常な制限選挙であつたのであります。今回初めてこの憲法改正によりまして、國民が徹底的なる普通選挙と、公務員の選任権とを得たのであります。新憲法の第十五條に、公務員を選定し、これを罷免することは、國民固有の權利であるといふことを明瞭にいたしましたのは、まさに民主主義の理想を現實化したものと存するのであります。一體主權は國民にあるといふようなこととて、新憲法は國民主權主義を明らかにしたものであります。この意味がほんとうに國民の間にわかつておることを得ないのであります。相當識者といわれる人の御説明を聞いておられるも、實は一向不得要領な、顧みて他を言うような説明が多いことをわれわれは遺憾に存じておるのであります。今國民主權論を説明いたしては、時間はありませんから、それは省略いたしますが、たとえばこの公務員を選定し、これを罷免するといふことが、明らかに國民主權説の大きな現われであります。上は内閣總理大臣より、下は一警察官に至るまで、これを選任する權利があつて初めてこれを民主國といふのである。そういう權利がない國民は民主國ではないのであります。ゆえに今回の新憲法におきましては、御承知の通り、内閣總理大臣もこれを公選にすることになつたのであります。本来から言へば全國民をして投票せしめて今度これを内閣總理大臣にするかといふことをきめるべきものと思つておるべきであります。われわれ憲法審議の際のことと主張いたしましたのであります。全國民をして選ばせるといふことになれば、投票を算するだけでも一箇月か

かる。これでは實際の組閣の上に困難であるから、いわゆる間接選挙の方法をとりまして、一應國民が信頼して出した國會議員というものがあつたのであるから、その國會議員が國會においてこれを選挙する。そうしてきのうまで官僚の古手であつたものを一晩のうちに借りてきて、がん首のすげ替えをするというふうなことがないように、これは尾崎行雄先生の御警告であります。國會において眞に國民の前にその主義政策を公に約束しておるところの政治家のうちから、すなわち國會議員のうちから必ずこれを決定する。このようにごときめられたことは御承知の通りであります。府縣知事、市町村長、その他あらゆる公務員が國民の選挙によつて選ばれるということになりました。初めてこの民主主義の原則が貫かれたついであります。裁判官のごとき従来は國民が毫も手を觸れることのできなかつた存在、地位の保障というものを保障しておりましたところのものも、三權分立の建前から、もちろん内閣總理大臣もこれを動かすことはできない、國會もこれに關與することはできないが、主權者たる國民は、適當にあらずと信ぜられるものはこれを罷免することができ。すなわち國民投票によつてこれを罷免することができるところまで規定をいたしたのであります。これらによつて初めてわが國は民主主義を貫きつゝあるのである。私は新しき日本の黎明が来たというところを、新憲法改正にあたりまして非常に喜んだ一人であるのであります。従つてこの國會議員——參議院議員も衆議院議員も同様であります。が、こういうものを選挙するということは非常に重要な意味をもつておりま

す。選挙は國家機關の公の行爲であります。選挙人團というものは、一つの國家機關であるということが公法上の有力な説でありまして、決してこれは烏合の衆ではなくして選挙人團という一つの選挙区に居住する選挙有権者は合して一體となつて國家機關を構成しておるのである。そうしてこの選挙という合同行爲を営むことによつて、公法上の効果を發生する行爲を営むのである。これはあたかも國會において總理大臣を選挙し、共和國において國民議會において大統領を選挙するのと同じであります。ゆえにいかなる選挙人團をこしらへるべきか、いかなる選挙区をもつて一つの選挙構成の単位とすべきかという問題は、非常に大切な意味をもつてあります。非常に大切な選挙區の變更につきましても重大な關心を寄せますのは、まづたくこの見地から來ておるのであります。

は御承知の通りであります。法律的にはいろいろに論ずることができましようが、私はこれが権利であるとともに、一つの公の職務であるというものを前提として考へていきたいと思います。すなわち國家意思というものを作成する過程に参加するところの権利である。權能である。すべての國民がこの國家意思の形成に參與するといふところに、國民主權の意味があり、また普通選挙の意味があると思つてあります。新憲法の第十五條の第三項に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」という規定をいたしましたのも、そんなこととはわかり切つたことではなければならぬのであるが、わが國においては往々にしてしまつたこの國民主權の觀念が徹底しておらない。こう考へられますがゆえに、特にこういふ規定を挿入いたしましたことは御承知の通りであります。ゆえにいかにこの選挙制度というものを新しき憲法に重大に取扱つておるかということがわかつておるのであります。この民主主義の原則に基く普通選挙というものは、いかなる實際的效果と根據をもつておるかということも、話せば長くなるのであります。これは申すまでもなく、普通選挙を實行いたしますことによつて、國民一般の地位が向上する。その結果一國の文化が高まる。第二には人民の公共心を養ひまして國事に興味をもたせらる。泣く子と地頭には勝たれぬ。お上の言うことはご無理ごもつともいふことが、封建思想であつたことは御承知の通りであります。が、そういう考へ方から脱却せしめまして、この日本國を運営していくのが、われわれの責任であるといふ意識を國民全體に植へつ

ける。こういう効果をもつておるのであります。また責任觀念を養成させることになるのであります。先日この委員會において私の發言が長きに失すといふことで禁止されたといふことは、私の郷里から言論を制限することにはけしからぬことである。身を挺して戦つてくれといふような激勵電報が五六本、あまり知識の高くない人からまいつたのであります。その程度に選挙民は自覺をしていくということが普通選挙の尊さであると思つたのであります。それから直接行動、過激行動を防止する効果があることは、申し上げるまでもないことではあります。議會政治は御承知の通り、直接行動による革命を避けるために何事も話し合ひで解決をする。大いに議論をし、論争をしてさうして最後に多數の決するところに着かせるということ、できておるところの政治でありますから、これによつて直接行動と革命とを防止する効果があることは申すまでもないであります。しかしこの普通選挙が増加は買収を困難にいたしました。小選挙区ならば十圓とか、二十圓とか、私の知つております人は、あの村をひよとつて二百四十圓で請負つてくれよと、前の話であります。貨幣價值のものと高い時の話であります。二百四十圓あるから二百四十圓といふので、承知しましたと言つて持つていつて、いよいよ投票がありまして、開けてみたら一票もはいつておらない。それで頼んだ候補者は、僕はまさか二百四十圓はあつておらなかつたが、君の二票だけはあつておつたよ、こう申したことがあつたのであります。

す。これは制限選挙の時代に一票十圓をいふことが、公定價格であつたのであります。そういうときの話であります。小選挙区でも普通選挙ならばよほど買収は困難になるが、しかしまだまだ遺憾ながら危険性が多い。中選挙区ならばよほどそれはよいであります。ところが、それでも有権者と候補者との關係が密接になるから、大選挙区よりは遙かでありまして、大選挙区の方がどうしても買収の危険を避けることになりまして、いわゆる有権者が非常に多い普通選挙が徹底しておるといふところに、選挙の廓清ということが望まれるのであります。その點でわれわれは現行制度は非常によい制度であるといふことを喜んでおりましたところが、突如として再び中選挙区にこれをもちとすといふような噂を聞きまして、はなはだしく遺憾に存しておるのであります。しかし普通選挙の最も尊い點は、民衆の政治的能力を高めるところにあるのであります。殊に普通選挙に感謝しなければならぬことは、労働者、無産者の地位を向上せしめ、その自覺を上昇せしむる効果があるといふことではあります。どこの國でも普通選挙が行われて後、初めて労働者、無産階級が、ほんとうに人間に値する生活を求めて、その意識が向上しつゝありますことは、明らかなことではあります。彼の英國のごとき、その最も顯著なる例をわれわれに示しておると思つてあります。今度中選挙区にするといふことが、もしほんとうであるといふならば、これは選挙區分割の企てでありまして、労働者とか、無産者といふものは、合同行爲の行使をもつて、自己の地位を向上せしめようとしておるのであります。

は御承知の通りであります。法律的にはいろいろに論ずることができましようが、私はこれが権利であるとともに、一つの公の職務であるというものを前提として考へていきたいと思います。すなわち國家意思というものを作成する過程に参加するところの権利である。權能である。すべての國民がこの國家意思の形成に參與するといふところに、國民主權の意味があり、また普通選挙の意味があると思つてあります。新憲法の第十五條の第三項に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」という規定をいたしましたのも、そんなこととはわかり切つたことではなければならぬのであるが、わが國においては往々にしてしまつたこの國民主權の觀念が徹底しておらない。こう考へられますがゆえに、特にこういふ規定を挿入いたしましたことは御承知の通りであります。ゆえにいかにこの選挙制度というものを新しき憲法に重大に取扱つておるかということがわかつておるのであります。この民主主義の原則に基く普通選挙というものは、いかなる實際的效果と根據をもつておるかということも、話せば長くなるのであります。これは申すまでもなく、普通選挙を實行いたしますことによつて、國民一般の地位が向上する。その結果一國の文化が高まる。第二には人民の公共心を養ひまして國事に興味をもたせらる。泣く子と地頭には勝たれぬ。お上の言うことはご無理ごもつともいふことが、封建思想であつたことは御承知の通りであります。が、そういう考へ方から脱却せしめまして、この日本國を運営していくのが、われわれの責任であるといふ意識を國民全體に植へつ

ける。こういう効果をもつておるのであります。また責任觀念を養成させることになるのであります。先日この委員會において私の發言が長きに失すといふことで禁止されたといふことは、私の郷里から言論を制限することにはけしからぬことである。身を挺して戦つてくれといふような激勵電報が五六本、あまり知識の高くない人からまいつたのであります。その程度に選挙民は自覺をしていくということが普通選挙の尊さであると思つたのであります。それから直接行動、過激行動を防止する効果があることは、申し上げるまでもないことではあります。議會政治は御承知の通り、直接行動による革命を避けるために何事も話し合ひで解決をする。大いに議論をし、論争をしてさうして最後に多數の決するところに着かせるということ、できておるところの政治でありますから、これによつて直接行動と革命とを防止する効果があることは申すまでもないであります。しかしこの普通選挙が増加は買収を困難にいたしました。小選挙区ならば十圓とか、二十圓とか、私の知つております人は、あの村をひよとつて二百四十圓で請負つてくれよと、前の話であります。貨幣價值のものと高い時の話であります。二百四十圓あるから二百四十圓といふので、承知しましたと言つて持つていつて、いよいよ投票がありまして、開けてみたら一票もはいつておらない。それで頼んだ候補者は、僕はまさか二百四十圓はあつておらなかつたが、君の二票だけはあつておつたよ、こう申したことがあつたのであります。

そのほかに途はないのであります。新憲法が労働者に向つて、労働の権利を規定し、團結権並びに團體交渉権、その他の労働者の基本的権利なるものを規定いたしましたのも、ひとえにこれによつて労働者の地位を高めたといふ考へ方からきておるのであります。ところが、その方法は、一つは組合運動等において経済的要求を貫徹するということにある。これは申すまでもない。いま一つは政治上において、この團結の力と數の力を利用して、この團結の力と數の力を利用いたしまして、自分たちの信ずるところの候補者を議會に送り、そして自分たちの人間に値するに適當な生活を展開するがごとき立法をなさしめ、あるいは政治を行わせようというところにあるのであります。これは廣ければ廣いほどよろしいわけでありまして、一縣を一單位として、全國を一單位として、一團の團結にまでなつたならば、參議院の選舉において、幾多の優秀なる代表者を送ることができるのであります。衆議院においても一縣一區というようなことでありますれば、それでもわれわれは小ききに過ぎると思ひますが、ほかの國におきましては、後に例をあげたいと思ひますが、日本ぐらゐのちつぽけな國では、これを五つか六つくらいに選擧區にわけて、そして比例代表法を實行して、おる國も多いのでありますから、そういう方法においてこの労働者、無産者の要求を貫徹させる。地位を向上せしむる。その要求を議會に反映させるといふ途を講じてやるべきであります。既にわれわれは小ききに過ぎると思つておる一府縣を、今度の傳えらるるところの改正によれば、私の縣などは三つにわかれるのであります。小さくても二分し、はなは

だしきはたつた五人ぐらゐしか出ないところの選擧區をさらに二分して、二人にし、三人にしよというやうな尊厳すらも行われておるのであります。こういうことによつて普通選擧のそもその根本理想というものを没却しよう、蹂躪しよう、壓殺しようという企圖が、その中に隠されておらないかというのを、疑わざるを得ないのであります。せつかく伸びかけたところの民主選擧の伸展を、これは妨げるものである。そこに私どもは重大な意味を考へまして、慎重にこれに對處せざるを得ない理由があるのであります。そこで選擧區のわち方という問題であります。理論的に申せば全國選擧區が最も合理的であります。全國を打つて一丸とした選擧區をつくること、國民の眞の意思を反映させるには、最も合理的なのであります。が、その缺點は、私は今度の參議院議員選舉をやつてみたならば、すぐわかると思ひるのであります。參議院議員選舉法のとくに、全國選擧區といふものは、實際上においては幾多の缺點を藏しておる。やつてみなければわからぬといふものではない。やらないうちからわかるところの缺點をもつておるといふことを申し上げたのであります。その缺點があらはれるからこれはひとつ衆議院議員の選舉の場合におきましては、私は賛成ができない。他の黨派からは全國一選擧區の比例代表といふものが、主張されておるやうであります。が、理想的ではあるが、實際的には幾多の困難を伴うと思つておる。多から、しばらく私は賛成を留保するのではありません。そうすればどうしてもこれはいくつかに區畫をせざるを得ない。そこで小選擧區と大選擧區といふもの

の區別が出て來るのであります。が、小選擧區の缺點とするところは、必ずしも多數意見を代表しないといふことではありません。一つの小さい選擧區で三人以上立ちますれば、五人も六人も八人も立ちますれば、かりに五千人の有権者があらはれるところでは、八百票か七百票とつて當選をして來るといふ人ができるのであります。五千人のうち、わずかに七、八百でその選擧區を代表する。その選擧區たる國家機關を代表するといふことは、私は正しい考へ方でないと思つておる。そういう缺點があるのであります。候補者が多いほど投票は分割せられて、絶對多數を占めるものが少くなつて、結局は比較多數で當選するのであります。ですから、眞にその選擧區の意思を代表しておるといふことは言はれないこととなる。それから地方的人士が壓倒的に勝つといふことは、否定できないことでありまして、よほど政治的訓練の政治的意識が發達した國民でなければ、小選擧區においては大人物が出てくることのできないのであります。かつて時の總理大臣でありながら、高橋是清氏が盛岡において、盛岡出身の某氏と争つて非常な苦戰をみたことは御承知の通りであります。夫婦げんかの仲裁をしてやつたり、橋をかけてやつたり、道路普請を手傳つてやるやうな人が多くは珍重されるのであります。そういう弊害があることは御承知の通りであります。また情實に左右され、地方的利害によつて動くといふことも否定できない事實であります。さらに買収が容易に行われる。直接の露骨なる買収でなくとも、平素から慢性的に薬をきかせていくといふ方法による買収が行われることは申すまでもないの

であります。また小選擧區におきましては競争が非常に苛烈となる。それから、わが國の今日以後、新憲法のもとにおいては間違つてもないことと信じますが政府の干渉が容易となる。さらに進んで小さい選擧區ほど、いわゆるジェネリー・マンダリンを行ふ機會が多くなるのであります。ある有力な黨派の利益になるやうに、選擧區を適當に處理していくということが殖えるのであります。また選挙人が候補者を選擧する範圍がすこぶる狭くなるのであります。こういういろいろの弊害があらはれますから、どうしてこれが大選擧區でなければならぬといふことでわれわれは長く大選擧區制度といふものを主張してまいつたのであります。しかるに大選擧區に對して反對する者は、またこの缺點をあげるのであります。殊に今回改正案が現はれてくるらしい雲行きを見せているのであります。が、その唯一とまで申し上げなければ、有力なる根據は、大選擧區では運動が徹底しないといふことではあります。従つてあの候補者、この候補者がいかなる識見をもつており、いかなる人物であるかといふことを、選擧區の隅々まで行き渡らせることができないといふことが憂へられておるのであります。これは今日のごとき交通不便の状態において、紙の缺乏してあります状態において、私は確かに理由がある缺點であると思つておる。また選擧區を小さくしなければならぬといふほど、決定的な、致命的な理由には相ならぬと思つておる。さらに候補者と選挙民の關係が密接でないために、選挙といふことに興味をもたない。冷淡になる。こういう缺點が

あることは確かでありまして、従來はあまりこの選挙といふものに熱心過ぎて弊害があつたのであります。私にはむしろ、むしろに狩り出してまでも投票させるというやうなことを斷念して、自然の自覺の成長にまつといふ態度をとることによつて、決してこれも憂へるに足らざることと思つておる。かつては山奥の炭焼の親父さんを狩り出すために、貨幣價值の高かつたころでありまして、五十錢銀貨を二三百圓用意して、山々をまわつて歩いて二百二十人ほど五十錢銀貨を渡したときに警官に誰何され、つかまつて、選挙違反に問はれたといふ實例があらはれます。が、とにかく狩り出さなければ、旅費、日常をもらわなければ投票しないといふやうな風習は、いつときも早くこれを排除すべきことはもちろんであります。から、大選擧區制のこれはむしろ弊害でなくして長所であると思つておるのであります。さらに費用が非常にかかるといふのであります。が、これもかけ方でありまして、今度のやうに、紙を節約し、葉書も無料とされるやうなうなありがたいことでは、金のかけようがない。それでも巷間傳へるところでは、何萬とか、何十萬とか申して使つておる。が、何にせよ金を使つておる。か、われわれは不思議にたえないのであります。むしろこれも選挙のやり方を公營化することによつて、十分に費用を節約することができるのであります。われわれは大選擧區を維持するとともに、公營の趣旨を徹底させることを、常に主張いたしております。それは御承知の通りであります。それから大選擧區は補選選挙が非常に煩雜であるといふ缺點が指摘されるのであります。それから大選擧







しなければならぬのであります。かかる席において簡潔な口述をもつていたし、それはいかかかと存じま

す。いろいろの印刷物を利用して御理解を願うはかばかと思ひますから私はいざらう省略に付しておきます。とにかくわが案の提案してあります大選挙區單記議式比例代表制というものは、決してわれわれが獨斷的に頭の中に描いて、理想的の制度であると主張するのではなくして、世界各國に實施せられた實例をもつており、經驗をもつており、同時に理論上から申し

ましても、ただいま申し上げる通りに、常に少數の意見というものは國政の上に反映させることができ、少數意見などというものは葬つてしまへ、おれの方のじやまになるのだというような御態度でありますならば、また何をか言わんやであります。少數意見も尊重すべし、少數黨もまた存在理由がある。こういう見地から……

○中村(高)委員 委員長、しばらく休憩をしたいと思います。どうぞ御繼續を願います。

○中村(高)委員 今までも前例のあつたことであります。非常なむずかしい學理を述べておりますから、しばらく休憩を宣していただきたいと思ひます。

○岩本委員長 御繼續を願います。「水をもつてきてくれ」「水がなければ毒だ」と呼ぶその他發言する者あり」

○鈴木(義)委員 ただいま同僚から、

まことに結構な演説である、世界の大勢を説いて實例豊富であるが、日本の實例をなると述べようといふこと……

○岩本委員長 お静かに願います。お静かに願います。

○岩本委員長 静かに願います。お静かに願います。

午後四時八分開議

○岩本委員長 休憩前に引き続きまして會議を開きます。この際委員長より申し上げておきますが、先ほど徽章のな

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○鈴木(義)委員 實はこの私の改正案提案理由の説明は、比例代表制を採用すべしということでありまして、比例代表法というものがいかに合理的なものであるか、必要なるものであるかというところまで、お話をいたしましたのであります。これからは比例代表法の内容に

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

○岩本委員長 暫時休憩いたします。

午後四時十二分休憩

○岩本委員長 休憩前に引き続きまして會議を開きます。佐竹君より、修正案の先ほど説明されましたことについて

○佐竹委員 内務大臣並びに地方局長の御出頭をお願いいたします。内務大臣、内務次官、地方局長の御出頭をお願いいたします。

○佐竹委員 政府の御意向を確かめておきたいと思ひます。私の修正動議を提出いたしております第一項について

○林(敬)政府委員 ただいまの佐竹さんのお話に對しまして、政府の意見を申し上げたいと存じます。第七十九條

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

年以内は繰上當選ができるということになつておりますのは、これは選舉の

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

○佐竹委員 純理よりいたします。なれ

ば、繰上當選を認めないということが本則であるという御趣旨の御答辯のようでありませう。もしそうだといたしましなれば、むしろ繰上當選は全面的に認めないことにすることが、筋が通つておるのではないかと思ひます。もし繰上當選を認めるといふならば、それは手敷と負擔の問題、すなわち便宜の問題でございませうので、便宜の問題から申し上げますならば、實情に即するといふことがきわめて穩當ではないかと思ひます。實情に適當するという觀點より見ますならば、わずかに五日というがごとき期日は、これは實は認めて認めないと同様であります。實際問題として、ある程度便宜を取入れて繰上を認めるといふことならば、實際問題といたしましては、一箇月程度くらい認めるといふことが、いわゆる便宜主義の精神に適當のものではないかと存じます。その意味においては、政府はいかにお考えでございませうか。すなわち一箇月というものを認めくださることはどうしてもできないのでしやうか。また一箇月以内と私が修正をしようといふことに對しまして、政府は同意せず、また關係方面の承認を求むるについても故障があるといふふうにお考えでございませうか。この點についても突き進めてお伺ひいたしておきたいと存じます。

○林(敬)政府委員 當選承諾期間内のみ繰上當選を認めるか、あるいは一箇月以内は繰上を認めるかという制度は、過去の選挙法の歴史におきましても絶えず繰返されてきております。これが一箇月以内になるまたその例外が出て、ぐつと短かくなつてくるというよな歴史を繰返しておるようであり

ます。しかし今のお話、一箇月以内ということにはどうしようかという、この中間をつたお話をございませうが、やはりさつき申し上げましたように、現在の立憲政治をしつかりやつていく、その基礎をなすところの代議政治といふものを、正しく選挙人の意思を反映するといふことから見ますならば、これを最短期間に止めるということが今後の日本の實情に最も適しておるのだと考えるのでございませう。それでそれなら全然認めなければいいじやないかといふことでございませうが、しかしこの承諾期間内といふものは、その間は承諾しないですつといつて、最後について認めてもいいといふときでもございませう。その間に當選を辭退し得るよな選挙自體もきわめて不確定な時期であります。この期間だけだいまのところでは中間といふことが一番實情に最も適當であるといふふうには、政府としては考える次第でございませう。關係方面の承諾を得ることの見透し、その他についてのお尋ねがございませう。これについては實は私もここでございませうが、これは向うと當つてみませんと正確なことは申し上げかねると存するのでございませうが、關係方面の意向もこの原案に對しては、相當強く支持をされておるよう存じます。

○佐竹委員 參議院議員の選挙との比較權衡の問題を何かお考えになつておられるのではないでしやうか。いま一つ一箇月といふ期間が、たとえば當選の効力の確定をいたします期間、これは一箇月と見ますならば、さういつたよなものとも關連せしめて考えますことも、きわめて常識的に考えまして穩當ではないかとも考えますが、當選効力

の確定訟訴等の關係、參議院選挙との關係等をもならみ合わせて、どういつたふうにお考えでございませうか。この點についていま一應承つておきたいと存じます。

○林(敬)政府委員 これは申し落しました。お尋ねのように參議院議員の選挙法は、過般御協賛を経まして成立したのであります。それは目下政府から提案している原案とまったく同じになつておりました。當選承諾期間内だけは繰上げ當選が認められる。こゝういふふうになつておるのでございませう。従つてもこれが一箇月以内といふことになりませうと、それとの平仄がまつた合わないことなるわけがございませう。やはりさういふ方とのつり合の上からも原案が政府としては最善ではないか。かように考えるわけがございませう。なお訴訟のことについてのお話でございませうが、當選訴訟あるいは選挙訴訟で一部の當選者が失格する。こゝういふような場合は、いつでも繰上げが認められるわけがございませう。この當選承諾期間内だけ繰上げが認められないといふのは、死亡とか、失格とか、さういふ偶然の理由による場合のみでございませう。

○佐竹委員 なおこの點について考える點もありますが、こまかになりませうので、進んで第二の修正の點についてお伺ひをいたします。すなわち同法第十六條をさきに委員會において申し上げました通り、「何人ト雖、學校ノ兒童生徒及ビ學生ニシテ年齢十八歳未滿ノモノニ對スル特殊ノ關係アル地位ヲ利用シ選挙運動ヲ爲スコトヲ禁ジ、又學校、兒童等ヲ選挙運動ニ使用スルコト

ヲ得ズ」と修正したいと存じます。この點に對します。内務當局の御意見はいかがでございませうか。

○林(敬)政府委員 學校の兒童を何人といへども選挙運動に使用することができない。原案は二十歳未滿の學生、生徒に對して、特殊の關係ある地位を利用して選挙運動にこれを使つてはいけないといふことになつております。それをさらに充實されました。學校の兒童などは選挙運動にはどんなことがあつても使つてはいけない。こゝういふふうになつてはどうかという御所見と拜聴するのであります。そのお氣持は私もよくわかるのであります。しかし、それは少し行き過ぎではないかと考えるのでございませう。すなわち學校の先生が兒童に對して、先生たる立場に立つて選挙運動をする。あるいは父兄會長といふよな立場にある人が、兒童を使つて選挙運動をする。あるいは後援會長、教育會長、さういふ特殊の立場をもつた人が兒童に對してやるということが、いろ／＼と過去においても弊害があつたところでありまして、これがこの案をお諮りいたすべく出しましたゆゑのものであります。が、さういふ場合でなくとも、學校の兒童といふものである場合は、これを選挙運動に使つてはいけないといふことになりませうと、自分の家の子供やなかでも、選挙運動にちよつと手傳いさせるといふことでもひつつかかつてくるということになり、親類の人なかでも、ちよつと高等科の生徒あたりになつたり書いたりもつたり、張つてもらつたりすることを手傳つてもらつてもひつつかかるといふよな、實に

本來の趣旨とされるお氣持はわかるのであります。法規としてこれを規定して運用するといふことになると、實にあぶないことになり、あまりにも行き過ぎになると考えるのでございませう。參議院議員の選挙法においても、これを過日御協賛を経まして、既にこれと同じ條文が成立しておるわけでありませう。そちらとの平仄もありません。政府といたしましては、原案をもつて最適と存じます。

○佐竹委員 十八歳未滿と修正をいたしたいという私共の意見に對しましては、いかなる御意見をおもちでございませうか。

○林(敬)政府委員 何歳未滿の學生生徒に對して、さういふ選挙運動に使用することを禁じたいかといふことは問題となるのであらうと存するのでございませう。これはすなわち線の引き方の問題であると思つてあります。いわゆる選挙權といふものとこれは合はざるべきもの、そこでこれが線を引くのが一番妥當である。かように考えるわけがございませう。現行選挙法におきましては御承知のように二十歳といふことに相なつておりました。二十歳といふことであれば、ごく抽象的、總體的にみまして一應政治參與の能力がある、政治判斷の能力があると認められて選挙權が與えられておると思つてあります。もしこの選挙法が十八歳以上のものに選挙權を與える。判斷能力がある。十八歳以上のものにはやつてもいいという選挙法の本法の建前でありませう。お話のように十八歳未滿のところを線を引きまして、これを選挙運動に利用してはいけないといふことが正しいと思つてあります。

現行選舉法は二十歳というところで線を引きまして、それ以上のものに選舉権を與えるという建前になっております以上は、線をどこで引くかというところになれば、二十歳未満というところで線を引くのが、一番適當であると考え次第であります。

○佐竹委員 年齢の問題は、選舉権を中心として考えるべきかどうか、私は多大の疑問をもたざるを得ません。九十六條の趣旨は、選舉運動に關します弊害を除去しようというのである。別に選舉権をもつておるか、もつていないかによつては、どうもどうも、選權をもつてもたぬとは關係なしに、あまり成熟いたしません小さな子供などを利用いたしまして、選舉運動に使用いたしますと、選舉の弊害を醸すことを畏れての規定である。私もはみております。従いまして、十八になる子供といたしまして、もう中學を卒業する。少くとも中學を卒業する。あるいは高等學校へいく程度のものであります。これくらいの子供になりますれば、かなり分別も立ちます。従いまして、こつたような生徒を利用いたしまして、さほど弊害を醸すようなことは私はあるまいと思ひます。十八歳程度をもつて區別をいたしますことが、むしろ本来の精神に適當ではなからうか。私どもは選舉運動に關する取締りということを中心として、まして考えますときに、選舉権被選舉権を中心として一線を引くことの當否について、多大の疑いをもたざるを得ない。従いまして、御説明程度では、私はなお十八歳をもつて一線を引くという私どもの修正意見

を、引つこめるか引つこめぬかという私どもの腹がきまりません。いま一度この點御説明願ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 選舉権を有するの有し無しかつというところで線を引く、少し私は結論だけお話を申し上げていなくつたかと存するのであります。その結果から申しますと、すなわち學校の先生という特殊の關係ある立場、あるいは後援會長というような特殊の關係、それが影響されるかされないか。どの程度の年になつたならば、自分の判斷力で政治的の判斷がついて、その判斷で政治的の關係があつても、それに動かされぬかどうかというところを、どこで引くか、どこが適當かという問題になつてくると思ひます。これは結局政治參與の能力があり、政治に對する判斷の能力がある。こういうことを國家の法律として認定いたした二十歳というところで線を引くことが、一番公平適當ではないか。かように考へまして、こつた案を作つた次第であります。

○佐竹委員 たとえば問題をかえて考へて見ますのに、こつた工場の經營者があるといつた。そこに職工を使つておるといふ。十八、十九の職工がおるといふ。この經營者がこれらのものを利用いたしまして選舉運動をする。別にこれを止めようという規定は設けておりません。これから考へまして、特に學校の兒童、生徒等を利用して、その地位を利用して選舉運動をなすことの弊害を、特にこつた規定しなければならぬことについて、特別の必要をお考へになつたことであらうと存じます。一番問題になるのは、なんといつても國民學校の生徒

徒を利用するといふ點です。何も政治的な判斷力もないところのあの小さな子供を利用して、これを悪用して、その不純なるやり方を取締らうということが目標であつて、もう十八、十九になるというやうな、中學を卒業するあたりの子供を利用して、しかも、これがあまりそう弊害を醸すようにも、私どもは思ひません。小さな七八つの子供、十、十一の子供、國民學校の生徒などを悪用いたしますと、これはどうも感じが起ります。二十歳をもちて線を引く、それからそれ以下のものは、ことごとく全部取締りの範圍にあてはめるべしというふうにお考へなされるか、はたしてどうぞございませうか。私は率直に申し上げたい。本當に政府の狙つておるのは、國民學校の兒童を目標となさつておるのではないでございませうか。この點を率直に一つ承つておきたいと存じます。

○林(敬)政府委員 お尋ねの通り一番主たる狙ひは國民學校の兒童の點であると存じます。また過去の選舉におきまして、弊害ありと一般に言われまされたのも、國民學校の生徒に關してだといふ存じます。しかしながら、上へ行くほどその害の程度が少くなつてまゐるのと思ひますが、それをどこでできるかという問題になりまして、二十歳で考へた次第であります。ほかの工場などの場合でありますと、これは別に社會生活を利用しております。また別段それを使つて、過去において弊害があつたというやうな事例もほとんど見當りませんので、その方は規定

をいたさなかつた次第であります。

○佐竹委員 進んで私がここに修正しようといつたのは、學校兒童等選舉運動に使用したのを、學校兒童等という文句を加えて、國民學校の兒童などは選舉運動には一切使われないこととする。その特殊なる關係、特殊なる地位を利用して選舉運動をなすか否にかかわりませぬ、國民學校の兒童はもう選舉運動に使われぬといつた。ところが、むしろ私は、いいやないかと申すのであります。ところが先ほどのお話によりますと、親父さんが立候補した。子供にちよつと何かポスターをもつてこい。あるいは演説會場へお茶を運べというやうなことに、もし使つたといつた。それならば、たちまち心配があるやうであります。しかし、このもの解釋するところによれば、こつた單なる勞務員のみならず、しかもそれが親子の關係においてなされた兄弟の間に行われるというやうなものについて、これはどうも違法性ありとどの點からみても私どもは考へるわけにまいりませぬ。そういつたやうな小さな點を御心配のあまり、國民學校の兒童を、全般的に選舉運動に使用することができるといふことは、むしろ多くの弊害を伴う大きな問題をかえつて残しはしないであらうか。私はかのように考へるのであります。なお私はいま一言こつたお尋ねをいたしておきたいことは、前段にございませぬ。『特殊ノ關係アル地位ヲ利用シテ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ズ』とあります。これは、特別なるその地位を利用いたしまして選舉運動をなす場合のみであつて單純に國民學校の兒童を使用いたしま

す場合を含んでおらぬではないか。従つて特に學校兒童等選舉運動に使用することを得ずといふ別個の表現をいたしませんければ、そこに十分の取締りを期することができぬではないかと私は懸念をいたしますが、その點當局といたしましては、いかかでございますか。

○林(敬)政府委員 お話のように、自分の子供にちよつとお茶を持つてこいというやうなことで、選舉運動と考へることは適當でないという御意見については同感でございます。しかしながら、こつた法律というものは非常にしかつめらしいと申しますか、やかましいと申しますか、氣持はさういふ氣持で書きました。もう、どうも學校の兒童を選舉運動に使つてはならぬといふことになつてしまふと、その場合どこまでひつかかるといふことは各人の判斷にまづほかなく、最後には裁判所が決定すべき問題と思ひますが、その限界がまづ不明確になつて、行き過ぎといふことも起るわけでありませぬ。むしろさういふことによつて學校の生徒である限りにおいては、どうもこつた手も足も出ないといふ大きな支障が出てくることをかえつて憂えられるのであります。その點いろいろ解釋といふか、できるだけ氣持を汲んで實際の事情に合うやうな法律解釋をやつて行くべきものだと思ひます。おりますが、いよ／＼法文になつて出でまいりませぬと、こつた／＼ではやはり原案のように、特殊の地位を利用してやつた者だけひつかかることにはいたしませんと、やはり狙つたところがきちつと出てこないのではないかと考へるわけでありましてやはり原案が一番よ

うと存じます。また過去の選舉におきまして、弊害ありと一般に言われまされたのも、國民學校の生徒に關してだといふ存じます。しかしながら、上へ行くほどその害の程度が少くなつてまゐるのと思ひますが、それをどこでできるかという問題になりまして、二十歳で考へた次第であります。ほかの工場などの場合でありますと、これは別に社會生活を利用しております。また別段それを使つて、過去において弊害があつたというやうな事例もほとんど見當りませんので、その方は規定

いのではないかと考へます。

○佐竹委員 今お尋ねいたしました点

が、特殊の關係にある地位を利用し選挙運動をなすことを得ず、こういうのは、学校の校長なら校長が、自分が校長であるという地位を利用いたしました、その子供をおとつちやんの一票を獲得するように使つて選挙運動をなす場合であつて、学校の児童をじかに選挙運動に使用いたします場合を含んでいないではないか。従つてこの新しい表現をいたしませんと、あとで誤解を受けるおそれがありますので、こういうふうな別途の表現、別途の規定をここに修正として規定をいたします必要があるのなからうかと存じます。今、今一点だけをお答え願つておきたいと存じます。

○林(敏)政府委員 その點私の申し上げたことが不十分だつたかと存ずるのでございますが、さういふ御心配は今提案いたしております法案でもつていきまますならば、萬々誤りはないと考へております。

○佐竹委員 進んで同條、百二條を、選挙運動の費用はこれを公營とすと改めて、一般の選挙はすべて公營でもつてやるようにすることが適當ではないかと私も思つてはおりますが、當局といたしましてはいかなるお考へでございませうか。

○林(敏)政府委員 選挙運動の公營の範圍というものは、當局といたしましては、つとめて擴充強化していくべきものかと思つております。理想としては、適當なる範圍における公營をもつと充實して行つべきものかと思つております。ただ實際

問題といたしますと、現在の國の財政

なり、あるいは資料の關係、その他國の現状から申しますと、理想からいへばまことに不足ではあります。現在のビラ何枚、無料葉書何枚、あるいは無料でもつて演説會を行つて、いふ程度の公營が、ぎり／＼一ぱいのところだと考へるのであります。將來の問題としては公營の問題については大いに研究も、また充實する方向に向つて、政府といたしましては當然努力を續けるべきものだと考へております。

○佐竹委員 そういたしますと、今これを直ちに修正いたしましたして、次の選挙にこの修正を生かして活用すること、政府といたしましてはできないという御趣旨でございませうか。それは豫算その他の關係だけのことでございませうか。また選挙運動の費用はある程度運動するものなら運動するものが負擔することが適當であるというお考へでございませうか、この點を承つておきたいと存じます。

○林(敏)政府委員 ただいま申し上げましたように、公營というものは、理想としては極力擴充強化する方向に向つて邁進したいと存じます。政府といたしましては、現在のところは現在の國の狀態その他から見合せまして、まずできる限り、現行の法規にきめられてある程度というところではない方がない、かように考へております。なお將來の問題につきましては、先ほど申しますように、極力擴充していく方向に向つて、ほんとうに眞剣な努力を續けてまいりたいと存じておりますが、やはりこれは選挙でありま

す以上、全部公營ということが適當か

どうか。あるいは自分で立つて戦う以

上の金も若干出してやるのが妥當かどうか。そこらのところはいろいろ議論のあるところだらうと思つております。この點は將來十分研究をしてまいりたいと思つております。

○佐竹委員 さらに進んで百條の二の削除の關係を伺いたいと思つております。百條の二にはかように規定いたしております。内務大臣ハ選挙ノ期日後ニ於テ選挙又ハ落選ニ關シ選挙人ニ挨拶スル目的ヲ以テ爲ス行爲ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得ト云々。この百條の二に基いて發せられたのが衆議院議員選挙運動等取締規則第六條であります。第六條には「何人ト雖モ選挙ノ期日後ニ於テ選挙又ハ落選ニ關シ選挙人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一、選挙人ニ對シテ戸別訪問ヲ爲ス

二、自筆ノ信書及當選又ハ落選ニ關スル祝辭、見舞等の答禮ノ爲ニスル信書ヲ除クノ外文書圖書ヲ頒布スルコト

三、議員候補者一人ニ付二百枚以内ノ張札ヲ除クノ外文書圖書ヲ貼付シ又ハ揭示スルコト

四、新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト

五、當選祝賀會其ノ他集會ヲ開催スルコト

六、多衆集會シ又ハ自動車ヲ連ネ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來スル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲スコト

かように規定いたしております。すなはち第六條は、選挙が済んだのちに戸別訪問をしたり、あるいは新聞廣告で當選祝禮をしたり、あるいは祝賀會を

開いてみたり、あるいは自動車を連ねて當選萬歳々々でねり歩くとか、あるいはたくさんのお札を印刷して數萬も數千萬も御禮の手紙を出す、こういうふうなことは一切相ならぬぞと禁止をいたしております。ところが、今回の政府提出の改正案によりまして、その基本であります百條の二を削るといふのであります。百條の二を削りま

すから、従ひまして、これによつて發せられました衆議院議員選挙運動等取締規則中の第六條は消えます。従つて今度は選挙が済んだら戸別訪問もしほ

うだい、當選祝賀會もやれる、多衆自動車を連ねて、萬歳々々とねり歩くこともできる。新聞で當選祝禮の廣告をすることもできる。葉書を何十萬枚刷つて出しても差支えがない、かようになるのであります。われ／＼が今度の選挙をするに際しまして、二萬枚しか出せないとか、ポスターは千枚しか張れないとか、制限を加えておきな

がら選挙が済んだらやり放題というの、これはどうしても解せません。(拍手)何で政府といたしましてはこういうふうな禁止規定をとつて、自由に何でもやつて構わぬというふうな改正をお企てになつたのでございませうか、その理由を承りたいと存じます。

○林(敏)政府委員 百條の二の事後の挨拶運動の禁止の解除のことでございますが、これはお話の點もまことにございませうかと思つております。しかしながら、これを提案いたしましたわけは、從來の選挙法というものが、あまりにもいろいろの制限を設け過ぎた運動について制限をあまりにも厳しく設け過ぎておるといふ非難が非常に強くございまして、殊に終戦後にお

いては、なるべく自由に運動をするといふことを本来の建前として立法して

いく、こういう氣持でございませう。また事後の挨拶運動の程度というものは、いか、こういうふうなことでございませうか、今のお話にもありましたように、文書圖書の制限も出ておりました。最近にこれを一番初めに立案して提案いたしましたところから見ますと、非常に刻

々に事情が變化もいたしてまいつてきております。御意見は大いに傾聴すべきものだと存じます。

○佐竹委員 選挙が済んで一應挨拶をするのは、これは人情だとおつしやいませうが、これは本委員会において松原委員も言つておられます通り、選挙というものは本来の精神といたしましては國民がその人に國政を御依頼いたしまして御苦勞でございませうといつて、選挙民の方からまことに御苦勞でございませうと感謝する、それをどうも當選されたといつて、當選御禮をしなればならぬといふことを法律が認める

それ自體が、これは時代逆行でございませう。まだそのみではありませぬ。こ

ういつたような解放をいたしますことすなわち自由にこゝろいつにやうなことが出来るようにいたしますこと、およそ今占領治下にあるといふことを忘れておるのではありませうか。われ／＼は戦争に負けて今占領下

において苦しんでおる。國民學校の児童の教科書すらも刷ることができな

ないで、私どものポスターも、その他の信書も制限を受けておる。選挙は制限をするが、選挙が済んだら

い



ないとおきめになつたと同じ理由でありまして、それもこの場合においてさようなことが不都合であるとお考えになるならば、皆様方の御意思で御決定になつてこれはよろしいのだが、なぜ政府でそれをきめたかといへば、先刻局長の申しした通りであります。

「山村委員議事進行について發言の許可を求む。」

○岩本委員長 山村君。

○佐竹委員 ただいま申し上げました通り、こういつたことが、いかに自由にするのか、これは選挙の本來の精神だとおつしやるのでしようけれども、こんなことを自由によつて構わないなどといつたことは、これはどうしても私ども解せません。内務大臣といたしましては、どうぞごさいませう。こゝろいつたものは、これはむしろそれを消そうとしたことは、それは事務當局がやろうとしておつたならば、これは間違いだ、これはひとつ撤回しよう、こゝろいつたようなお氣持になれぬでございませうか。承つておきたいと存じます。

○植原國務大臣 先刻お答えした通りであります。

○佐竹委員 私ほただいまの内務大臣の御答辯は腑に落ちません。これは内務大臣におかれましては、永い間衆議院に席を置いておられまして、そうしてこゝろいつたような法規が前から出ておることよく御承知であります。また内務大臣とせられましては、これはまことに必要な規定であるとお考えになつておると私は確信いたします。これはどうしても現下時局に照らしてこの規定は必ず置かなければならぬといふことを、内務大臣の御良心にみずか

らお聞き願いますならば必ずやお考えになることと思ひます。それをどうとすると、ここに削除の規定を設けようとしておつたならば、これは間違いだつた。よろしい、それはとりましよう。撤回しましよう。これくらいなひとつごつくばらんな氣持をお示しいただきましていいじやないかと私は思ひます。こゝろいつたような規定を、これはどうもつたらよろしいというお考えでありますならばそれは議員各位の自由にお任せして結構であります。あなたの方の議決によつて然るべくおやりくださるの問題でなくして、現下の情勢に照らして内務大臣御自身が、この規定は置いておかなければならぬという熱意に燃えらるべき筋合のものではなからうかと思ふのであります。ほんとうの内務大臣のお氣持をひとつこの際承つておきたいと思ひます。

○植原國務大臣 氣持は、趣意といたしますれば、選挙は自由に行われることがよろしいと思ひます。但し現下の事情におきましては皆様方が各派でおきめになつた厳しい制限を必要とするような時代におきまして、諸君がそういうことがない方がよろしいというお考えでありますならば、政府はその皆様方多數の御意向に同意することにばやぶさかでありませぬ。

○岩本委員長 議事進行について山村君の發言を許します。

○山村委員 これにて……(發言する者多く議場騒然) 打切り……

○岩本委員長 山村君の動議に……

「發言の繼續中じやないか」「何言つてるか」と呼び、その他發言する者、離席する者、多く議場騒然

「聽取不能」

「佐竹委員」委員長、早く大臣を出してください。そうして私の質問のけりをつけましよう。」と呼び「早く大臣を出せ、陰謀政治はやめろ」と呼び、その他發言する者(多し)

○岩本委員長 御着席を願います。

○佐竹委員 私の發言中に議場騒然となつて、そのままでございませぬから、私の發言はなお繼續中でございますので、その點は明確に願つておきます。

○岩本委員長 發言を許しておきます。

「發言中だ」「速記録を見よ」「發言を許していないというのを取消せ」と呼び、その他發言する者、離席する者多く、議場騒然」  
本日はこれにて散會いたしました、明日午前十時開會いたします。  
午後十一時五十三分散會

昭和二十二年四月二十六日印刷

昭和二十二年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局